

平成29年4月28日 開会

平成29年4月28日 閉会

平成29年4月臨時会

# 美作市議会会議録

平成29年第3回4月臨時会目次

◎ 第1日（4月28日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開    会	3
閉    会	43

平成29年4月28日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成29年第3回美作市議会4月臨時会)

平成29年4月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 仮議席の指定について  
日程第2 選挙第1号 美作市議会議長選挙について  
日程第3 選挙第2号 美作市議会副議長選挙について  
日程第4 議席の指定について  
日程第5 会議録署名議員の指名  
日程第6 会期の決定  
日程第7 美作市常任委員会委員の選任について  
日程第8 美作市議会運営委員会委員の選任について  
日程第9 選挙第3号 勝英衛生施設組合議会議員選挙について  
日程第10 選挙第4号 柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について  
日程第11 選挙第5号 美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について  
日程第12 選挙第6号 勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について  
日程第13 選挙第7号 勝英農業共済事務組合議会議員選挙について  
日程第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員選挙について  
日程第15 選挙第9号 選挙管理委員会補充員選挙について  
日程第16 同意第4号 監査委員の選任について  
同意第5号 監査委員の選任について  
同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第17 報告第2号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)  
日程第18 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (美作市税条例の一部を改正する条例)  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
日程第19 議案第48号 美作市長の給料の減額に関する条例の制定について  
追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出の承認について  
追加日程第2 同意第12号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫

7番 重平直樹  
9番 金谷のり子  
11番 山本雅彦  
13番 山本重行  
15番 岩江正行  
17番 内海健次

8番 安藤功  
10番 岡本泰介  
12番 萬代師一  
14番 尾高誉久  
16番 日笠一成子  
18番 鈴木悦子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番 青山慶

2番 和田広宣

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長 萩原誠司  
教育長 大川泰栄  
総務部長 岡本和之  
企画振興部長 池田義和  
総合戦略監 大森洋平  
環境部長 妹尾昌弘  
保健福祉部長 江見勉  
教育次長 山名浩二  
会計管理者 山本和毅

副市長 横山博光  
政策審議監 福原覚  
危機管理監 皆木佳久  
総合戦略監 森分幸雄  
市民部長 角南良雄  
経済部長 遠藤宏一  
建設部長 真野弘紀  
消防長 山崎正雄

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎功三  
課長 大佛裕彦  
主任 井上大佑

**議会事務局長（尾崎 功三君）**

皆さんおはようございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長議員の日笠一成議員を御紹介いたします。

日笠一成議員、議長席へ御着席ください。

**臨時議長（日笠 一成君）**

皆さんおはようございます。

ただいま御紹介をいただきました日笠一成でございます。

本日招集されました平成29年第3回4月美作市議会臨時会の開会に当たり、事務局長から説明がありましたように、地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時議長の職務を行います。

議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力によりまして無事任務を果たしたいと存じますので、何とぞ格段の御協力を賜りますようお願いを申し上げて、御挨拶といたします。

本日は全員の出席です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回4月美作市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

まず、市長より御挨拶をいただきます。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

皆さん、改めておはようございます。

臨時議会、招集をいたしましたところ、全ての議員各位の御参集を賜り、まことにありがとうございます。

そして、先般の市議会選挙において、それぞれの議員が御当選されましたことに関しまして、改めて心からのお祝いを申し上げます。大変おめでとうございます。

これから任期期間中において市民皆さんの負託に応え、この美作市を運営する車の両輪として活発、熱心、そして前向きに御討議並びに御支援、あるいは問題点の指摘等よろしくお願いをいたします。

なお、本日は昨日まで副市長として当市の運営に多大な貢献をされた安部薫氏が御退任になりました。この場をかりまして、安部氏の貢献に対して深く敬意と感謝を申し上げますとともに、安部氏より議員皆様方に心からのお祝いを申し上げ、そして安部氏よりさらに当市の運営につきまして御支援を賜りたい、そういうお気持ちがあったことをお伝えをして、御挨拶を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**臨時議長（日笠 一成君）**

市長の御挨拶が終わりました。

続きまして、議員各位の紹介をさせていただきます。

事務局長より紹介をさせていただきますので、その都度、その場で御起立をお願いします。

**議会事務局長（尾崎 功三君）**

それでは、議員各位の御紹介をさせていただきます。席順によりまして御紹介をさせていただきます。

青山慶議員、和田広宣議員、岩崎清治議員、岡野鉄舟議員、中山忠明議員、倉地重夫議員、重平直樹議員、安藤功議員、金谷のり子議員、岡本泰介議員、山本雅彦議員、萬代師一議員、山本重行議員、尾高誉久議員、鈴木悦子議員、内海健次議員、岩江正行議員、本日の臨時議長でございます日笠一成議員。

以上で議員の紹介を終わります。

**臨時議長（日笠 一成君）**

続きまして、市長より市幹部職員の紹介をお願いします。

副市長。

**副市長（横山 博光君）**

副市長の横山です。よろしくお願いします。

**教育長（大川 泰栄君）**

教育長の大川泰栄でございます。よろしくお願いします。

**政策審議監（福原 覚君）**

失礼します。政策審議監の福原でございます。よろしくお願いします。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

失礼します。総合戦略監の森分でございます。よろしくお願いします。4月30日をもって総合戦略監を退任し、出向元の経済産業省に戻ることになりました。議員の皆様方におかれましては、大変お世話になりました。ありがとうございました。

**総合戦略監（大森 洋平君）**

総合戦略監の大森洋平です。4月より経済産業省から出向で着任をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

**総務部長（岡本 和之君）**

総務部長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**企画振興部長（池田 義和君）**

企画振興部長の池田でございます。よろしくお願いします。

**市民部長（角南 良雄君）**

市民部長の角南です。よろしくお願いします。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

保健福祉部長の江見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**教育次長（山名 浩二君）**

失礼いたします。教育次長の山名でございます。よろしくお願いします。

**建設部長（真野 弘紀君）**

建設部長の真野でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

**危機管理監（皆木 佳久君）**

危機管理監の皆木でございます。よろしくお願いいたします。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

経済部長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**消防長（山崎 正雄君）**

消防長の山崎でございます。よろしくお願いします。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

環境部長の妹尾でございます。よろしくお願いいたします。

**会計管理者（山本 和毅君）**

会計管理者の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会議務局長（尾崎 功三君）

議会議務局長の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（日笠 一成君）

以上をもちまして議員並びに市幹部職員の紹介を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

## 日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（日笠 一成君）

日程第1、「仮議席の指定について」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

## 日程第2 選挙第1号「美作市議会議長選挙について」

臨時議長（日笠 一成君）

日程第2、選挙第1号「美作市議会議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれかの方法によって選出したらよいかをお諮りいたします。

御意見はございませんか。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

投票をお願いします。

臨時議長（日笠 一成君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議がある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

[発言の削除]

それではこれより投票に入ります。

議場の閉鎖を行います。

[議場閉鎖]

臨時議長（日笠 一成君）

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番青山慶議員、2番和田広宣議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票を願います。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]



臨時議長（日笠 一成君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（日笠 一成君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（日笠 一成君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いします。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、点呼いたしますので、投票を順次お願いをいたします。

〔点呼・投票〕

臨時議長（日笠 一成君）

それでは、投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（日笠 一成君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1 番青山慶議員、2 番和田広宣議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

臨時議長（日笠 一成君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

有効投票中

倉地議員 1 票

尾高議員 7 票

鈴木議員 10票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。したがって、鈴木悦子議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（日笠 一成君）

ただいま議長に当選されました鈴木悦子議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、  
当選の告知をいたします。

この際、議長の就任の御挨拶をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）〔登壇〕

失礼いたします。

この場をおかりいたしまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま議長選挙が行われました。議長選挙により当選させていただき、第7代美作市議会議長に就任させていただきました。ありがとうございました。身に余る光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いであります。もとより微力ではございますが、丁寧にそしてより円滑な、品位、品格のある議会運営に努めてまいるとともに、開かれた議会になるように最善の努力を尽くす決意でございます。市民の皆様、そして議員の皆様、また市長を初め副市長、そして職員の皆様、より一層の御指導、御協力、御支援を賜りますように心からお願いを申し上げます。御挨拶といたします。大変ありがとうございました。〔降壇〕

**臨時議長（日笠 一成君）**

新議長の御挨拶が終わりました。

それでは、これをおもちまして私の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

鈴木悦子議長、議長席におつきください。〔降壇〕

〔議長交代〕

### **日程第3 選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」**

**議長（鈴木 悦子君）**〔登壇〕

それでは、日程第3、選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりですが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれかの方法によって選出したらよいか、お諮りいたします。

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**

投票によってお願いしたい。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないこととなっておりますので、選挙は投票で行います。

〔発言の削除〕

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番岩崎清治議員、4番岡野鉄舟議員を指名いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、投票をお願いいたします。なお、白票は無効といたします。

ただいまより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

議長（鈴木 悦子君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

議長（鈴木 悦子君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いいたします。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、点呼いたしますので、順次投票をお願いいたします。

[点呼・投票]

議長（鈴木 悦子君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

3番岩崎清治議員、4番岡野鉄舟議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（鈴木 悦子君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

法定得票数は有効投票の4分の1、4.5票でございます。

有効投票中

内海議員 17票

倉地議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。したがって、内海議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

議長（鈴木 悦子君）

ただいま副議長に当選されました内海議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、御挨拶をお願いいたします。

**17番（内海 健次君）〔登壇〕**

失礼いたします。

先ほど副議長に御推挙していただきました内海でございます。この重責の重さを、今ひしひしと感じております。副議長ってというのは、議長を補佐をするとともに、市民生活をベースにしたこれからの議会運営、当然18名皆さんの全ての胸襟を開いてしっかりした闊達な議論ができる、こういった議会の運営に全力で邁進いたしますので、どうぞや皆さんの御協力をお願いを申し上げます。ありがとうございました。〔降壇〕

## 日程第4 議席の指定について

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、日程第4、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条の規定により、議長において指定することになっておりますが、申し合わせにより副議長席を17番、議長席を18番とし、当選回数ごとで年少議員から議席番号の小さい順といたします。

議席につきましては、議員皆さんの氏名と議席番号を事務局職員に朗読させます。

**議会事務局長（尾崎 功三君）**

それでは、朗読させていただきます。

議席番号の順番に朗読いたします。

まず、1番青山慶議員、2番和田広宣議員、3番岩崎清治議員、4番岡野鉄舟議員、5番中山忠明議員、6番倉地重夫議員、7番重平直樹議員、8番安藤功議員、9番金谷のり子議員、10番岡本泰介議員、11番山本雅彦議員、12番萬代師一議員、13番山本重行議員、14番尾高誉久議員、15番岩江正行議員、16番日笠一成議員、17番内海健次副議長、18番鈴木悦子議長。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいま朗読をしたとおり議席を指定いたします。

これより議席の変更をしていただきますが、その際には名板を持って移動をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたしますので、議席の変更をお願いいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第5 会議録署名議員の指名

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番青山慶議員、2番和田広宣議員を指名いたします。

## 日程第 6 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第 6、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日 4 月 28 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 4 月 28 日の 1 日間と決定いたしました。

## 日程第 7 美作市常任委員会委員の選任について

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第 7、「美作市常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員会の選任につきましては、委員会条例第 8 条の規定により、議長が指名することになっております。

申し合わせにより、皆様方より事前に希望調書を提出していただいておりますので、過不足の調整を正副議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員の選任については、希望調書により正副議長が過不足の調整を図り、選任することに決定いたしました。

それでは、選考できるまで暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時12分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各常任委員会委員を事務局職員に報告させます。

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）

先ほど来、議長の任期それから副議長の任期が、申し合わせ事項によって 2 年じゃというようなことを、これ自治法の、議員必携のどこへ書いとんじやろうか、ちょっとその辺のどこから返答してくれえ。申し合わせということ自体が、これ大きなルール違反、法律違反じやろうか。どがあに抜うんな、これ。

議長（鈴木 悦子君）

そのことは、24 日の議員懇談会で、申し合わせについて話し合いをしたと思います。その中で、申し合わせについて、議長の任期、副議長の任期もその中に書いてあったと思います。その件について、その 24 日には御意見がなくて、申し合わせということで今までずっと平成 17 年、合併してからその申し合わせ事項をきちっと作成し、してきたと思いますので、御意見がなかったものとして今そういうふうにならせていただ

きました。

[15番岩江正行君「それ、違うんじゃない。それは、ここで言うべきのものじゃねえんじゃない。裏のほうでな、議員の全員協議会とか懇談会中で言うのはええんじゃないけど、そここのとこで、議長の席でじゃな、自治法、まあちょっとめくってみんせえ、それ言うてもええことか悪いことか、悪いことだったらわしが謝るけえ」と呼ぶ]

岩江議員、わかりました。

ただいま私が発言したことは、全て取り消します。

後ほど、この本日の会議が終わり次第、そのことについて全員協議会を開きまして話し合いをしたいと思っています。その申し合わせ事項について話し合いをしたいと思っていますので、この件についてはそれで了解をいただきたいと思っています。

[15番岩江正行君「ちょっと、それが違うんじゃない。全協でと本会議とは違うんじゃない。ここで言うことはおかしいということと言ようるわけ。そのことに対して、このまま議事録に残すんか言よんじゃない。全協で話したけんここで言うてもええ筋合いのものじゃないよということと言よんじゃない」と呼ぶ]

少し、しばらく休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時19分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

先ほど岩江議員より指摘がありました件につきましてですが、まず私のほうから取り消しのお願いをいたしたいと思っています。

美作市議会副議長の選挙についての説明の中で、これからです、「

[発言の削除]

』という文言を全て削除するように皆様をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今の私の申し出で、何か御異議がありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、削除するという事で決定をいたしました。

次に、日笠議員のほうより、議長選挙について同じ文言がありました。

日笠議員のほうから、よろしく願いいたします。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

私の臨時議長のとくに、議長選挙に対しまして申し合わせ事項を申し上げましたが、先ほど鈴木議員がおっしゃったように出過ぎた発言であったと思いますので、取り消しをしていただきたくお願いを申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいま日笠議員のほうより、取り消しの申し出がございました。

それに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めて、取り消しをするということで決定をいたしました。

それでは、常任委員会委員を事務局に朗読をさせます。

**議会事務局長（尾崎 功三君）**

それでは、失礼いたします。

まず、総務常任委員会委員でございます。議席番号1番の青山慶議員、続いて議席番号8番安藤功議員、議席番号10番岡本泰介議員、議席番号13番山本重行議員、議席番号16番日笠一成議員、議席番号18番鈴木悦子議長。

続きまして、文教厚生常任委員会委員でございます。議席番号2番和田広宣議員、議席番号4番岡野鉄舟議員、議席番号6番倉地重夫議員、議席番号9番金谷のり子議員、議席番号12番萬代師一議員、議席番号17番内海健次副議長。

それから、産業建設常任委員会委員でございます。議席番号3番岩崎清治議員、議席番号5番中山忠明議員、議席番号7番重平直樹議員、議席番号11番山本雅彦議員、議席番号14番尾高誉久議員、議席番号15番岩江正行議員。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいま報告いたしました議員をそれぞれの各常任委員会委員に指名し、選任いたします。

それでは、各常任委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

各委員会の進行は年長議員で行っていただきたいと思えます。

総務委員会は議長室、それから文教厚生委員会は議員控室、産業建設委員会は第二委員会室を御使用ください。

これより暫時休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時59分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、事務局職員に報告をさせます。

**議会事務局長（尾崎 功三君）**

それでは、各常任委員会の正副委員長を御報告いたします。

総務委員会委員長に安藤功議員、副委員長に日笠一成議員、文教厚生委員会委員長に金谷のり子議員、副委員長に倉地重夫議員、産業建設委員会でございます、委員長に中山忠明議員、副委員長に尾高誉久議員。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上、報告のとおりでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

これより1時まで休憩いたします。

午後 0 時 00 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、午後からの会議を再開したいと思います。

## 日程第 8 美作市議会運営委員会委員の選任について

議長（鈴木 悦子君）

日程第 8、「美作市議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、正副議長に御一任を願いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

それでは、選考できるまで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 00 分 休憩

---

午後 1 時 04 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員を事務局職員に報告をさせます。

議会議務局長（尾崎 功三君）

それでは、議会運営委員会委員を報告させていただきます。

和田広宣議員、中山忠明議員、安藤功議員、金谷のり子議員、尾高誉久議員、内海健次副議長。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま報告のとおりでございます。

それでは、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任を議員控室でお願いいたします。

これより暫時休憩をいたします。

午後 1 時 05 分 休憩

---

午後 1 時 13 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が決定いたしましたので、事務局職員に報告をさせます。

議会議務局長（尾崎 功三君）

それでは、議会運営委員会の正副委員長を御報告いたします。

委員長に尾高誉久議員、副委員長に和田広宣議員。



以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

以上、報告のとおりです。よろしく願いをいたします。

- 日程第 9 選挙第 3 号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」  
日程第 10 選挙第 4 号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について」  
日程第 11 選挙第 5 号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」  
日程第 12 選挙第 6 号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」  
日程第 13 選挙第 7 号「勝英農業共済事務組合議会議員選挙について」

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第 9、選挙第 3 号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」、日程第 10、選挙第 4 号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について」、日程第 11、選挙第 5 号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」、日程第 12、選挙第 6 号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」、日程第 13、選挙第 7 号「勝英農業共済事務組合議会議員選挙について」、以上、5 件を一括議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議会運営委員長、各常任委員長を選考委員とし、正副議長、選考委員で選考し、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

したがって、正副議長、選考委員で選考し、議長が指名することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 16 分 休憩

午後 1 時 21 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、5 件の組合議会議員について指名を行います。

この報告につきましては、名簿を配付し、事務局職員に報告をさせます。

[資料配付]

**議会議務局長（尾崎 功三君）**

失礼いたします。

それでは、配付漏れはございませんでしょうか。

5件の組合議会議員の報告をさせていただきます。

先ほどお配りいたしました名簿により報告をいたします。

まず、勝英衛生施設組合議会議員でございます。中山忠明議員、倉地重夫議員、安藤功議員、岡本泰介議員、山本雅彦議員、萬代師一議員、尾高誉久議員、内海健次副議長。

次に、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会でございます。青山慶議員、倉地重夫議員、萬代師一議員。

次に、美作養護老人ホーム組合議会でございます。岩崎清治議員、中山忠明議員、金谷のり子議員、尾高誉久議員、日笠一成議員、鈴木悦子議長。

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会でございます。安藤功議員、内海健次副議長。

次に、勝英農業共済事務組合議会でございます。青山慶議員、和田広宣議員、岩崎清治議員、岡野鉄舟議員、重平直樹議員、金谷のり子議員、山本重行議員、岩江正行議員。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を各組合議会議員の当選者と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました方々を各組合議会議員の当選者に決定をいたしました。ついては、本会議場におられます各組合議会議員の当選者に対しましては、本席から口頭により会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

**日程第14 選挙第8号「選挙管理委員会委員選挙について」**

**日程第15 選挙第9号「選挙管理委員会補充員選挙について」**

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、日程第14、選挙第8号「選挙管理委員会委員選挙について」、日程第15、選挙第9号「選挙管理委員会補充員選挙について」、以上2件を一括議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきまして、正副議長で選考し、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがいまして、正副議長で選考し、議長が指名することに決定いたしました。  
それでは、選考できるまで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 25 分 休憩

午後 1 時 31 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
決定いたしましたので、名簿をお配りし、指名を行います。  
それでは、名簿を配付いたします。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。  
それでは、事務局職員に朗読をさせます。

議事事務局長（尾崎 功三君）

それでは、選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会補充員について御報告をいたします。  
まず、選挙管理委員でございます。福井良弘氏、小林富雄氏、小嶋忠良氏、山下喜久子氏、以上の 4 名で  
ございます。  
次に、補充員でございます。松本基氏、小川善史氏、石川昭二氏、森本敏範氏、以上の 4 名でございま  
す。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま朗読のとおりです。  
補充員につきましては、読み上げた順番を順位といたします。  
お諮りいたします。  
ただいま指名いたしました美作市選挙管理委員会委員に福井良弘氏、小林富雄氏、小嶋忠良氏、山下喜久  
子氏、美作市選挙管理委員会補充員に松本基氏、小川善史氏、石川昭二氏、森本敏範氏を当選人と定めるこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、ただいま指名いたしました方々を当選人とすることに決定をいたしました。

日程第 1 6	同意第 4 号「監査委員の選任について」
	同意第 5 号「監査委員の選任について」
	同意第 6 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につい て」
	同意第 7 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につい て」
	同意第 8 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につい て」

- 同意第 9号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」  
同意第10号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」  
同意第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」  
日程第17 報告第 2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」  
日程第18 承認第 1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」  
承認第 2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」  
日程第19 議案第48号「美作市長の給料の減額に関する条例の制定について」

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第16、同意8件、日程第17、報告1件、日程第18、承認2件、日程第19、議案1件、同意第4号から同意第11号、報告第2号、承認第1号から承認第2号、議案第48号を一括議題といたします。

なお、今議会に上程の議案は即決案件としてお諮りする予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

日程第16、同意第4号「監査委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。従来でありますと、提案説明は安部副市長が行ってございましたけれども、昨日辞任されましたので、僭越ではございますけれども、私のほうがさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました同意第4号「監査委員の選任について」、御説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項及び美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例第7条の規定により、新たに東内義典氏を常勤の監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認願いたいと思っております。

なお、任期については、選任の日から4年間となります。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番議員。

4番（岡野 鉄舟君）

初めてでございますが、大変緊張しておりますが、できるだけ確な御答弁をいただくために、順序よく根拠を示して質問をさせていただきます。

まず、1回目、第1点でございますが、できるだけ私は討論にならないように努力したいと思います。

このたびの選挙において、私は3つの柱を訴えております。行財政改革による無駄の廃止、それによる未来への投資、その中で私は監査委員の定数削減、副市長の定数削減を訴えたところでございます。

さて、ただいま御説明のありました監査委員についてでございますが、美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例、平成26年4月18日、条例第17号がございます。その7条でございますが、読ませさせていただきますと、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条第2項ただし書きの規定に基づき、市政刷新期間において監査委員の定数を4人以内とする」とございます。この条文も読みますと、確かに4名以内ではありますが、しかも4名を含みますが、この条例が制定されてからはや3年がたっておりますが、絶えずその4名でいかということ、その必要性を検証して合っているのが本来の姿ではないかと思っております。3年たっても4名というのは、その努力の跡が見られないのではないかと思います。

そこで、質問をいたします。何故今回も4名を前提に同意案件を出されるのかを、質問の第1点でございます。

そして、2つ目でございますが、任期については先ほど4年というのがございましたが、4名ということであればそのお仕事をなさっている方の勤務実態を示していただきたいという、どういうものであったかというのが質問の第2点でございます。

それから、第3点でございますが、私はできる限り議会の傍聴等を努力してまいりましたが、平成28年度の第2次定期監査結果報告書11ページを私たまたま見たわけでございますが、そこの財政課、1、行財政改革の停滞について重大再演事項というところがございます。これ皆さん御承知と思いますが、ちょっとここを質問のために読ませさせていただきますと……。

#### 議長（鈴木 悦子君）

4番議員、岡野議員、済いません。監査委員の選任でございますので、この方がいいか悪いか、選任するかどうかということであろうと思っております。ですから、今いろいろ発言されていることは、同意第4号についてはちょっと合わないかなと、同意については。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

よろしいですか。つまり、この同意案件を出されているものについて非常に重要なことですから、私が順を追って説明をさせていただいております。まさに関係があると思っております。よろしいですか。この11ページを見ますと、行財政改革への取り組みにおいて行政委員会も委員を委嘱してないため開催できず、行革本部も開かれていない。また、財政課に27年度から行財政改革系の配置もなく、組織的に取り組まれている状況であり、これが職員の行革に対する意識が低下しているものと認められる。費用対効果、緊急度、優先度を協議し、職員の経営コスト感覚を高め、効率的な事業を進めるためには重要課題であり、行政改革への取り組みが停滞していることはまことに遺憾であるという。これは、御承知のように合議で出されているということに大変な重みがあると思いますが、この指摘と今回案件を出されている4名でいいというとの関係がどういうふうにお考えになるかというのが、第3点の質問でございます。

それから、第4点目の質問でございますが、これが先ほど議長が言われましたようにまさに本質ではあると思いますが、地方自治法の196条の第2項でございますが、「識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は普

通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない」。つまり、簡単に言いますと、OB以外であるということになるかと思うんですが。ここでお尋ねなのは、識見を有する者がどうかという点をどのようにお考えになられて、御提案をされてるかということでございます。

監査委員は、御承知のように人格高潔で、財務管理、経営管理、その他行財政運営に関してすぐれた識見を有するものというふうになっておりますが、御案内の御経歴を見させていただいた中で財務管理という点はまあいい、あるいは行財政運営についてはいいというふうにその2つの案件を見ますといいんですが、これから行政監査、事務監査が非常に時代の流れの中で必要になってくると思うんですが、この辺をどのようにお考えになり御提案をなされているか。

以上、4点について、第1回目の質問をさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

この同意案件について、枠組みに関する御質問が妥当かどうかという点については若干疑義がありますが、御緊張のもとで最初の御質問ということで、なるべく丁寧にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、1と3でございますけれども、先ほど読み上げられましたような行政改革に関する本部とかというものが休止してるじゃないかといったことは確かに実態はそうなんですけれども、なぜ休止をしているかという、その制度がかってから割合形骸化をしていたというところが実態あって、現実的な意味での行政改革あるいは予算の見直しといったところにつながっていなかった。そこもあったことによって、当市の財政については改革の余地が随分あるというのが4年前、あるいは3年前の判断でありました。そこで、それを実態的に進めるためには、やはり内部の本部ではなくて外部の見識を使うという観点から監査委員の充実ということが当市の行政刷新に必要であろうという民意を受けて、先ほどの刷新条例が制定をされたということが第1点であります。そして、その刷新条例において監査委員の導入を図った、これはむしろ外部の方々の御意見というものをなるべく当市に反映しようという趣旨に出たものであるというのが2点目でありまして、大ざっぱに言いますとその目的がいまだ十分に達成をされていないということから引き続き4人の方の任命をしなければならないという判断に出ているわけでありまして。それから、勤務実態というふうなお尋ねがあったと思います。これは、常勤の方の勤務実態ということでございますか。

〔4番岡野鉄舟君「監査員3名です」と呼ぶ〕

3名の方のうち1人は常勤の方でございますので、常勤としての勤務実態を有するべきであったというふうに思っておりますところ、不幸にしてその勤務における問題が指摘をされて残念なことになったということは御案内かもしれません。そして、他の3名の方々につきましては、適正な監査に必要な限りにおいてその実態を見ますと適正に監査ができてるということであれば、今までもちゃんと出席をする、あるいはしっかりとした事務をこなしていたのではないかと推察されますが、当局から申し上げますと、当局に対してなされる質問としては若干筋が違いまして、私どもは当局として監査委員会の勤務実態を把握したり監視したりするという立場にはないということでございますので、我々としてはそのことは推量ということでお答えをせざるを得ないということでございます。

次に、見識については、私はそれぞれの方にすばらしい見識があるという推定をしながら、あるいは面談の結果そういう判断をしながら御提案をさせていただきますけれども、その点につきまして御異議がございましたら、その御異議について御自身の御判断のもとに適切なる御投票を賜ればというふうに思っております。

以上であります。

議長（鈴木 悦子君）

4番議員、よろしいですか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

やはり気にかかりますのは、この美作監査第70号、平成29年3月6日、4名の方の合議でなされているという11ページの行財政改革の停滞についてというところが非常に気にかかります。それはなぜかといいますと、やはり行財政改革をやっていくわけですから、4名のところは3名にするあるいは2名にする。具体的に、私も元岡山県職員でございましたが、岡山県でさえも3名の監査委員しかおりません。それで、いろいろ頑張ってきているわけでございますが、そういった意味合いから比較、考慮しても4名というのは余にも恵まれ過ぎているし、市民から見ても納得いかないものであると考えておりますが、いかがですか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

御意見というふうに伺いましたが、これは非常になかなか申し上げにくい点があるわけでございますけれども、今お示しになった報告、監査報告というなものも含めて、私ども幾つかの監査報告を頂戴をしているわけでありまして。そして、そのでき方がどうだったかについては、細かいことは申し上げませんが、結果として私どもとしては総論においてそういう御指摘を重く受けとめておるわけでございますけれども、十分に御指摘をいただかなかったけれども当局において改善をしたところが幾つかあるわけでございます。逆に申し上げますと、今後改めて監査委員の方々に対して外部からの目で我々の行財政改革について必要な事項を実施可能というか効果的なものをぜひ御指摘を賜ることによって、さらなる行財政改革を進めたいという思いから提案をしている。もう少し加えますと、いろいろなことをおっしゃっておられるわけでありましたけれども、実態的に見てまだまだ足りないというところもあったというふうに御理解を賜っておきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問をさせていただきます。

確かに、今市長がおっしゃられました第4点については、私の問題でありますからその上で判断をいたしたいと思っておりますが、形式的の問題でございますが、この刷新条例によりますとこの条例施行の日から平成30年3月29日までの期間とするとございますが、先ほど審議監の説明では任期についてたしか4年とおっしゃられましたんですが、この辺の関係はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）

失礼いたします。監査委員の任期につきましては、上位法であります地方自治法のほうで任期は選任の日から4年という自治法のほうの定めがございます、上位法の定めがございますのでそちらが生きるという感じでございます。

以上でございます。

[4番岡野鉄舟君「3回しか質問できないんですね」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

わしも関連する問題じゃけど、これ監査委員を審査した結果、これ監査委員を市長が任命しとるわけじゃ。市長が任命した監査委員が、これ合議で4人が一緒になって、これ少のうせにやあいけん、4人も要らんというて言うてとるわけじゃろ。それを何で今になってから、またこれあと追加せにやあいけんようなことになるのかということ、例えば刷新条例の中で定数の関係言ようたけども、人数の関係言ようたけども、これ条例を変えなんだらいけんのか、刷新条例の中で4人というてしたんでしょがな、これ、3月31日に、3月31日までということにしとんじやないかな。そしたら、これ中身を変えにやあいけまいがな、審議監の。どっちが優先する、こっちが優先する問題じゃあなかろうがな、4人置いたときの経過を言よんじや、これ。本城さんがこれ26年のときに4名要らない言うた、そのときの話をしようんで、これ。そのときには、今言ようる雲海の問題がある、粟倉工房の問題がある、じゃから4人要るんじやというて、そういうふうな答弁しとんじやろう。それがなんでそがあな、いつからそがあにくらくらくら変わるようなことするのと。そやから、自分が任命した監査委員が、合議で4人ともがこういうふうな資料をつくって出しとるわけでしょう、資料をつくって。これ山本議長にも出しとる、教育委員長の福島さん、農業委員会の山本正人さん、こういうふうな形の中で皆出しとん、萩原市長にも。なぜあなたが任命した任命責任というのをきちっとせなんだら、それだったら。この間のときもそうですがな、監査委員がパソコンいろいろとったという、ほんならこれ委員会があって罷免した、その任命した責任をきちっとせなんだら、何でもかんでもぐにやぐにやぐにやぐにややりようたんではええことならん、これ。ですから、刷新条例では本城さんが言うたときに、それを審議監、もう一遍めくってみんせえ、テープを。そちらが言うた話でしょうがな、それを何できょうになったらそがあに変わるんなあ。そのときに変わりますよ、4年先には、3年先には変わりますよというなことを、文言が入っとんか、そうでないでしょうがな。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

岩江議員の御質問ですが、まことにそのとおりというところがございますのは、私の任命した方々がという話でございまして、その点につきましては任命責任というものをどうとるかということを考えて上で、本日の議会の議案第48号ということで御提案をさせていただいているわけでございますが。加えまして、先ほどちょっと申し上げたことをもう一回申し上げますと、ああいった不幸な事件があったことによりまして、一つには監査そのものの内容についてさらに点検も必要であるという考え方もございますし、監査そのものをもっともっとしっかりやってほしいという思いもあるという中で、これまでの監査体制で不十分だったことも反省をしながらさらにきちとした監査をお願いすることによって、最終年度になりますけども条例としてはしっかりと監査の実を上げることによって行政改革あるいは財政改革につなげていきたいということをお願いをしているというふうにお考えいただければ、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）



ほんなら、これへ書いたこの資料はどういうことかな、この説明してもらわにゃいけん、要らんというて書いとる。要らんというて書いとんじゃからな。何でこのときにこれ差しかえて、あんたが任命したんじやから。こんなことを何で要らんじやなからう、こういうな問題があるうがなというて何でもう一つ議論をされてないんですか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

お手持ちの資料は恐らく監査委員の報告だと思いますけれども、監査委員会の独立性っていうものは非常に高くあるものでございますので、どういう意見をお出しになるにしても私どもからあせせこうせせというな、例えば御指示であるとか、事前の相談といったことは一般的に慎むということになっているわけでございます。一方で、この前の議会、3月の定例議会でさまざまに議論がありまして、そして罷免という結果になったことが同時並行で発生をしていたというところで、私どもとしてはこの監査の内容について罷免の理由だけではなくてさまざまな問題もこれあったという認識の中で、改めて監査を厳格に、的確にさせていただきたいというふうに考えているということを改めて申し上げておきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

とりあえず、監査委員もおつてもおらいでも一緒じゃ、これだったらな、監査委員が。こう出しとつても、またこの監査委員がいうてもまた次のときになると同じようなことを言わにゃあいけんようになるじやろう。それから、条例をつくって残任期間を一応ここで出しとんじやったらわかるよ、何のために4人置いたんかというのは市政刷新のために置いたんじやろ、それがいつからそないに変わったんですかということと言よんよ。中身について言わにゃあいけまあがな、審議監、そのことを言よんじやがな。小手先でそうふらふらふら変わっちゃあいけん。

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）

失礼いたします。監査委員の任期につきましては、先ほどの岡野議員に御答弁させていただいたとおりで、地方自治法での定めのある4年ということで御理解のほうよろしく願いいたします。

〔15番岩江正行君「御理解じゃねえ、市政刷新のことを言よんじやろう〔聴取不能〕』と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑がありますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は刷新条例のときにいなかったんで、ちょっとはつきりわからない面があるんですけど、4人が妥当か妥当でないかということも今非常に問題になつとると思います。ですから、4人がこの3年間どういう勤務状態だったのか、それを少し資料で提出してください。どんな勤務状態だったんか、どの程度一生懸命やっておられたんか、4人の方全員の勤務状態を提出してください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

勤務状態っていうことが何を意味してるかに若干よりますけれども、我々として先ほど言いましたように一生懸命頑張っておられたっていう感覚を持っているということは言えますけれども、厳密に監査委員の方々がどうしているこうしてることについて当局として監視をすとか、あるいは記録をとるとかというような関係ではなくて独立性の高い委員会でございますので、当局としてそのようなものを提出することには及ばないというふうに考えております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

市長、感覚言われたんですけど、感覚だけではわからないと思うんです。実際問題どの程度監査室へ来て、どういう実態で職務を、行財刷新を、市の刷新をするということを全員がどういったことをしてるのか、それがわからんと4人が妥当だ妥当でないというけど判断できないでしょう、私たち、特に新人議員の方は何人かおられるのわからないですよ。ですから、感覚だけではわからないということを申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

今の岡本議員の発言は、意見としてお聞きさせていただきたいと思います。

[10番岡本泰介君「いいえ、意見じゃないんですよ、出してくださいと言って  
るんです。感覚だけではだめという」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

私が申し上げたことの本筋のところは、私どもとしてお出しできるものはないというふうにお答えをしたつもりでございますので、よろしく申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

それじゃあ、もう出勤簿もタイムレコーダーも何にもないということですか。そういう勤務になっているということですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

あえて申し上げますと、常勤の方についてそれなりの管理はしておりますけれども、非常勤の方々につきましてどこまでの監理をするかについては監査委員会のほうで監理をしているということございまして、この席に監査委員会の方々がおられませんので、先ほど申し上げたように当局としての答弁には限界があるというふうに申し上げたわけでありまして。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑ございますか。

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

私もこの刷新条例については初めて聞くような状況ですから、余りあれじゃあこれじゃということとは言えませんけれども、話の中身を聞きますと、地方自治法196条の同意案件が優先するのか、刷新条例が優先するのか、その辺の本質についてもう少し的を得た答弁をして、この最終的な同意に持っていくべきじゃないかと思ってます。196で出した、その前に今言う行財政改革をもとにした場合、刷新条例を厳守するべきじゃないかと、こういうお声のようなんですね、今の質問の内容が。その辺をもう少し的を得た答弁が必要じゃないかなあと、こう思うところです。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

これについて申し上げますと、4年と任期があるのはこれは自治法の定めだと言っておりますが、一方で定数については刷新条例においてこれを拡大しているわけでありまして。したがって、刷新条例が今の予定どおり4年の経過の後に廃止をされますと定数根拠がなくなりますので、そのときに減員が起こるといふふうに理解するのが通常でございます。任期はあるけれども減員が起こったときには、退任という手続になると。一方で、刷新条例が引き続き必要であるという判断が当局及び議会にされた場合には、その判断に基づいて刷新条例が延長ないし改正されて延長されるということになりますと、その改正されたないしは延長された内容に応じて期間が延びるといふふうに想定をされます。今のところ想定といたしましては、刷新条例が今お手元にあるかどうかは別としましてあと一年弱で失効する予定になっておりまして、失効よりは出す必要がございますけれども、今のところそういう方向で調整されるであろうというふうに考えております。

以上であります。

[17番内海健次君「ありません」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

今、刷新条例と地方自治法の差の部分を出る部分を市長のほうで説明されたんですけど、実際は逆ではないでしょうか。今の場合には、地方自治法で4年、刷新条例で来年の3月29日までという部分があります。これを、3月29日を超えた辞令というか、辞令交付というか、認めること自体はないものを認めるっていうのは、これは逆だと思うんです。それまで認めといて、それから延長っていうのはわかり得るんですけど、今の市長の答弁では自治法を重視すれば特例法の刷新条例のほうは後追いですよっていうのはあるんで、整合性はないというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

これ実は法律上両論あります。停止条件にするか、解除条件にするかということなんですけど、どちらかというとなんて任命される方のほうを考慮した形で自治法を優先させた上で、条例のほうは延びるかどうかを待つという形にとらせていただきましたが、両論があるということでその一方を選択せざるを得ないということなので、こちらのほうを選択したというふうに考えておりますので、よろしく願います。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎委員。

**3番（岩崎 清治君）**

任期のところを刷新条例の期間というふうなものをつければ、本人さんも納得されるっていうのがもう一つあるわけですが、刷新条例の中に、2項の中に常勤とするというのがあるわけです。もしこの刷新条例が通らなければ非常勤の監査委員ということになろうと思うんですけど、それ以外は今市長さんが言われたように通らなかつたらほかの監査委員さんやめてもらいますよという部分があるわけですね、というのはもう一人、一方出るわけですから。人の任命についていいとか悪いとかという議論の前の段階の話ですから、私の思うのは刷新条例期間中ということが一言欲しいなと思うのが、あえて自治法のほうの4年と言われたもので少しおかしいんではないかなあ。法解釈をする者の立場としては、提案されるほうがおかしいんではないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

一つの御意見だと思いますし、先ほども言いましたように両論あるわけですが、私どもの法務担当、審議監のところ、その両論の中でこっちをとって提案をしたというふうに聞いておりますので、御報告いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

済いません、いろいろある前例を何点か教えていただけますか、そうすれば納得できるかもわかりませんので。

[「〔聴取不能〕はやめてくれというようになるんで」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**

失礼いたします。前例についてはございません。

[「その辺がそれ今市長が言うたのおかしい、前例がある」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので……

[「そこがおかしいのは言わにゃあいけんが、あんたが。市長が言よんのと審議監が言よんのと違うがな。前例があるって市長が言よるし、審議監はないって言よるが、〔聴取不能〕それが議長の仕事じゃろ」と呼ぶ者あり]

市長。

[「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり]

**市長（萩原 誠司君）**

いや、審議監の補足をしますけれども、これは先ほど言いましたのは、私は前例があると一言も言っておりません。法律論として2つの考え方があるというふうに申し上げたわけでありまして、前例があるという

ふうに誤解されてはいけないというふうにもまず申し上げます。

次に、審議監がお答えしたのは、当市における前例ということにつきましては、市設立以来12年になりまして、さうだけれども、こういった人事上の形態変化を含む条例をつくったのが刷新条例が初めてでありますので、それを持って前例がないというふうにお答えしたんだというふうにも考えております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、同意第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

〔「乱暴な」と呼ぶ者あり〕

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔「議長、これは瑕疵がある議案だと思ってるので言ってるんで、人のことをどうのこうのやこう言ってるわけじゃあないんですよ。だから、瑕疵があるかないかの提案を含めて、ちゃんとした理解できるように説明してほしいというのを進められるんですか」「そんなことしようたら、4人の人にもものすごく御迷惑かかるよ」「地方自治法と刷新条例との……」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後2時09分 休憩

午後2時15分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

私のほうから、包括的にもう一回説明をさせていただきたいと思って発言を求めたわけですが、まず条例の前に自治法があって、この自治法においては監査委員の定数その他については自治体の規模その他によって変わっておりまして、私どもの場合にはたしか2名であったわけですが、ただし書きで条例においてそれを定めることができるというふうに自治法に規定をされており、そのただし書きを引用して3年前に刷新条例を作成をして、そこで監査委員の数がふえているという状況であります。これが1点目です。

2点目に、その刷新条例において刷新条例を変えない限りにおいては、刷新条例をもう一回変えれば別なんですよ、変えない限りにおいては監査委員は刷新期間終了においてももし任命されておればその当該任期中に在職することができるというふうに規定してあって、そしてそこでどの任期にするかについて自治法の原点に戻って4年という任期が通常想定されているので4年という任期にしたという流れであるというふうに御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ありません、はい。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、同意第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、同意第4号「監査委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、同意第4号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第5号「監査委員の選任について」、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕**

失礼いたします。それでは、ただいま上程されました同意第5号「監査委員の選任について」の御説明を申し上げます。

3月末日をもって辞任されました松本監査委員の後任として、地方自治法第196条第1項の規定により新たに水元千都江氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

経歴等につきましては、配付させていただきました資料を御確認ください。

なお、任期につきましては、選任日から4年間となります。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

同じ案件でございますが、ちょっと視点を変えて質問をさせていただきます。

条文は196条の第2項でございます。もう一度読まさせていただきますと、「識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない」。先ほど、前の案件で説明しましたようにOB以外ですよということなんです。昨今の住民直結の行政をどうあるべきかということを監査委員が判断をする場合の一つの考え方ですが、識見を有する者から選任される監査委員は当該公共団体の常勤職員または短時間勤務職員いわゆるOB職員を1人まで認めているという逆の解釈からすればなるんですが、こういったニーズがあるにもかかわらず、なぜそうでない方を2人をされたのか、

この点をお聞きしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**

失礼します。岡野議員の御質問でございますけれども、当該水元氏におかれましては、経歴にもございますように岡山市職員として行政経験もあり、適任であると判断してるところでございます、市のOBからというお話もありましたけれども、現段階では適任者であるという判断でございます。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第5号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は、即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、同意第5号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第5号「監査委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、同意第5号は承認することに決定いたしました。

続きまして、同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために市町村に設置するものと地方税法第423条第1項に定められており、美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成29年5月23日をもって満了となります。このため新たに委員の選任を行う必要があり、同条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

委員には、丸本學氏が適任と考え、引き続き選任いたしたくお願いするものでございます。

なお、委員は、美作市の住民、市税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選任することとなっており、定数につきましては美作市税条例第78条の規定により6人となっております。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

さっきの監査委員も含めてじゃけど、どうしてこれ任期を書かれんのんかな。口で言うよりも、書いときゃあもうすぐ見えるんじゃから。全部任期をこれから表示するようにしてください、提案する書類には。いいですか。

〔政策審議監福原覚君「はい、よろしいです」と呼ぶ〕

これは何年ですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**

ありがとうございます。おっしゃるとおり、そのような表示にさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第6号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第6号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第6号は承認することに決定しました。

続きまして、同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明



申し上げます。

平成29年5月23日で、美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため、新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

委員には、井上昭雄氏が適任であると考え、引き続き選任いたしたくをお願いするものでございます。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第7号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第7号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第7号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

平成29年5月23日で、美作市固定資産評価審査委員会委員の任期は満了するため、新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

委員には、北村久子氏が適任と考え、引き続き選任いたしたくをお願いするものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第8号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第8号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第8号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

平成29年5月23日で、美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため、新たに委員の選任を行う必要があります。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

委員には、明石和俊氏が適任と考え、引き続き選任いたしたくお願いするものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第9号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、同意第9号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、同意第9号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第10号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第10号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

平成29年5月23日で、美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため、新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

委員には、谷和彦氏が適任と考え、新たに選任をいたしたくお願いするものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

10号につきましては、6号から9号までと異なりまして、6号から9号につきましては引き続き任務をなさってるとかということです。ますます検証をされていると思うんですが、本件の方につきましては新たな方でございます。今の説明だと適任であるという説明だったんですが、具体的に地方税法の固定資産評価についてどういう点で適任であるかという御説明をいただかないとなかなか判断がしにくいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（角南 良雄君）

失礼します。谷和彦氏については、英田町役場へ採用になり、税務課を長く経験し、固定資産等担当されており、固定資産評価審査委員会として適任と考え専任するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

いいですか。

ほかにはございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第10号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決をすることといたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第10号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第10号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第10号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

平成29年5月23日で、美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため、新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

委員には、福島悟氏が適任であると考え、新たに選任をお願いするものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

同じ形の質問にはなりますが、なぜ同氏が固定資産評価に御造詣が深いか、その辺を説明いただきたいと思えます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

失礼いたします。福島悟氏については、勝田農協に採用されて以来、勝田地域の住民の方々の庭先まで出向き、組合員等の営農相談などに尽力されておりました。勤務上、地域の隅々まで家屋や農地等の状況を把

握されており、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え選任するものでございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第11号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を  
省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立をお願いし  
ます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第11号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決  
定をいたしました。

それでは、同意第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めま  
す。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第11号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、日程第17、報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、提案説  
明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決  
定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項に  
ついて別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

まあ、これほど議会があるたびに損害賠償の話ばっかしが聞こえよんじゃけども、まだこれきょう1  
件、2件少ない。パトロールまいよんじゃろう、これ、パトロール、暑いけんいうて日陰へ行って車の中で

1日を過ごしようたんじゃあこないなど見れりゃあへんぞ。ちいとしっかりしたパトロールまいよんなんだら。まあ溝ぶたが上ってそこへ車をはまってけがをしたんじゃとか、穴があいとったんじゃとか、そういうふうな話ばかしじゃ、これな。もう少しパトロールを回しとんだったら、イノシシがずっと下りたり上がったりして石を落とすようなどもわかるとるわけじゃから、そういうふうなとこをずっと見ていきよらんと。ほれで一々点検して、今度産建だったら産建委員会にきちっと報告をしてくれんなだらいけんし、それなしにここで出しさえすりゃあ承認してもらえるように思うて損害賠償いつもじゃがな、ないときがない、これ議会の中に。議会あるたんびに、これ損害賠償が出る。まあそういうこって、今後もう少しパトロールを徹底してしてもらわんだら、これ人命にかかわる問題だったら大変で、命のかわりはありやせんぞ。まあそういうこって、この取り組みについての言い分がありましたら言うてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

まことにもっともな御指摘でありまして、グレーチングの問題とか、さまざまな市管理工作物の問題については今後とも適切な管理ができるように巡回もしますし、あるいは補修もしていくつもりでございますが、この方本件につきましては何十年に1回かの大雪でもって工業団地敷地隣接の市有地にあった木が耐えかねて倒壊したというまれに見る案件でございます、大きな御迷惑をかけた工場の方々におわびを申し上げますとともに、今後ともさらに視野を広げてさまざまな点検をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございませんか。

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

これからじゃなくて、既にこれ事象が発生したのは1月16日じゃな。これまでに同じようなものに対してしっかり調査されたんかな、再発防止で。したのかしてないのか、それだけを教えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼します。内海議員の、副議長さんの御指摘のように、近隣に、近隣にといいますかこの周辺に同様に危険な立木がございましたので、その部分につきましてはこの補償とは別に別途伐採をさせていただいております。以上でございます。

[17番内海健次君「はい、ありません」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

いいですか。

ほかには質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第18、承認第1号「専決処分承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

平成29年度税制改正に伴い、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の関係法令が平成29年3月31日に公布され、市税の関係規定の改正については主要部分が同年4月1日から施行されることとなりました。このことから市税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同年3月31日に同条例を公布いたしました。

今回の条例改正の概要は、地方税法の改正に関し所要の規定を整備するもので、その主な内容は、まず上場株式等の配当等を所得税申告と住民税申告で異なる取り扱いで申告した場合の個人市民税の課税方法の決定に係る規定を整備するもの、次に児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る固定資産税の軽減措置についてわがまち特例を導入するもの、就業調整をめぐる課題に対応するため個人市民税においてこれまでの控除対象配偶者を同一生計配偶者と改正し、配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得制限を引き上げるもの、次に軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年延長するものなどでございます。

詳細は、議案とともに配付させていただいております資料をごらんいただきたいと思います。

以上、地方税法第179条第3項の規定により御報告いたしますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

別紙の2項目め、わがまち特例と記載されてますね。後に続く文言でおおむねわかるけれども、特例の要旨というか思いがあれば述べていただきたい。わがまち特例でしょ、その思いをやっぱり市民に向けてここで発表してください。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

失礼します。わがまち特例という意味合いなんですけれども、これは国で決めていたことを市町村で決めることができるようになったもので、今回お願いしてるものについては特例というのが軽減されるものでございます。説明資料の中にありますが、課税標準額を1項のところではいきますと2分の1とするというような内容でございます。よろしく願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

わかりました。そこで、この特例に係る該当個数とか、人数とか、そういったものは把握してるかな、お

おむね。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

失礼します。まことに申しわけありませんが、そこまでの把握はしておりません。申しわけありません。

**議長（鈴木 悦子君）**

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

やはり、その程度は把握しながらやっていただきたいと。

以上であります、はい。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第18、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

平成29年度税制改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、国民



健康保険税の関係規定の改正については同年4月1日から施行されることとなりました。このことから国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同年3月31日に同条例を公布いたしました。

今回の条例改正の内容は、国民健康保険の被保険者、中低所得者層でございますけれども、保険税負担の軽減を図るため減税措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更し、軽減措置の拡大を行うものでございます。

詳細につきましては、配付いたしております資料で御確認いただきたいと思います。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により御報告いたしますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第19、議案第48号「美作市長の給料の減額に関する条例の制定について」、政策審議監より提案説明を求めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第48号「美作市長の給料の減額に関する条例の制定について」を

御説明申し上げます。監査委員の業務用パソコンの私的使用等を理由として、平成29年3月21日付で代表監査委員が罷免となりました。任命権者として人物評価を誤り、市議会及び市民の方々に大きな御迷惑をおかけしてしまったことに対する道義的責任をとるため、5月に支給される市長の給料の10分の1を減額する条例を提出するものでございます。

以上、議案について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

済みません、ちょっと初めてなのでよくわからないところもありまして質問なんです、今回の10分の1である金額の根拠をどのように算出されたかというのを教えていただきたいです。

**議長（鈴木 悦子君）**

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**

失礼いたします。根拠と質問されました、提案理由としても申し上げましたが、今回の件について道義的責任のとり方として、形としてあらわしたもので、その基準というものはございません。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

こういった場合、他の事例とかと比較して算出されるというのが普通の考え方かなと思うんですけど、ちょっと説明の内容を聞くとぼっと10分の1っていう数字が出てきたように印象を受けますので、10分の1をどのように算出したかというところの考え方を聞かせていただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼いたします。今回の場合でございますけども、他の自治体で平成25年から28年の間に同様の道義的責任ということで長の減給をされておるものがございます、その中の率を見ますと3%から約20%程度が多いものでございましたので、間をとって10%とさせていただいております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

〔1番青山慶君「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することといたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第48号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

討論がないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第48号「美作市長の給料の減額に関する条例の制定について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

---

午後3時09分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

失礼いたします。休憩中に議員控室におきまして、議長、委員、副市長、政策審議監出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

各常任委員会委員長また議会運営委員会委員長が議会閉会中に継続調査が必要なことから、閉会中の継続調査の申し出を行いました。

追加日程第1として、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を追加することいたしました。

また、新たに市長から送付されました議案は、人事案件1件で、「監査委員の選任について」であります。この人事案件1件は、追加日程第1の後に追加し、追加日程第2として、同意第12号「監査委員の選任について」を追加することいたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

御苦労さまでした。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」、同意第12号「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」、同意第12号「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出の承認について

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、追加日程第1、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務調査については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定いたしました。

## 追加日程第2 同意第12号「監査委員の選任について」

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、追加日程第2、同意第12号「監査委員の選任について」を議題とし、提案説明を求めます。  
政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

ただいま上程されました同意第12号「監査委員の選任について」、御説明申し上げます。

議員のうちから、監査委員を選任する必要がございますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名は山本雅彦氏でございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

本件につきましては、山本雅彦議員の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法117条の規定により、山本雅彦議員の除斥を求めます。

〔11番山本雅彦君 退場〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認めます。

次に、同意第12号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって同意第12号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、追加日程第2、同意第12号「監査委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、同意第12号は承認することに決定をいたしました。

山本雅彦議員の除斥を解きます。

〔11番山本雅彦君 入場〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本雅彦議員が議場におられますので、報告をいたします。

同意第12号は承認することに決定いたしましたので、報告をいたします。

以上で今議会の日程は全て終了をいたしました。

この際、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

皆さんに、まずは御苦労さまでございました。心から御慰労申し上げたいと存じます。殊に今回新しく当選された方々、初議会ということの中でさまざまな御質問、あるいは御審議を積極的に展開されたことに敬意を表させていただきたいと存じます。今後どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今議会におきまして正副議長に御就任になられた方々あるいは各委員会の正副委員長となられた方々におかれましては、今後議会運営のさまざまな場面で大きな職責が待ち受けてると存じますけれども、どうぞ御自愛の上、当議会のさらなる発展と市政の発展のために御協力をいただきたいと存じます。

そして、全ての議員の方々の御健勝を御祈念を申し上げ、お礼の御挨拶にいたします。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

お諮りします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

以上をもって平成29年第3回4月美作市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時18分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成29年4月28日

美作市議会臨時議長 日 笠 一 成

美作市議会議長 鈴 木 悦 子

会議録署名議員 青 山 慶

会議録署名議員 和 田 広 宣